

令和5年7月31日招集

7月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度7月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年7月31日(月) 午後2時30分から午後3時13分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	
	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第22号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 新潟市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度7月定例総会を開会いたします。
14:30	本日、7番 成田誠一委員、24番 吉田浩委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長（会長）	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は12番 伊藤隆委員、13番 塩原信子委員 をお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、
	議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、
	議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、
	議案第22号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、
	一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。

<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、中央地区で3件、秋葉区で1件、南区で3件、西区で1件の計8件です。</p> <p>次に議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で2件です。</p> <p>次に議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で5件、中央地区で5件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で1件の計14件です。</p> <p>次に議案第22号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は25件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の5件は、去る7月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第21号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、太陽光発電施設に転用するものです。</p> <p>転用者は、土地の勾配がなく日射量と、十分な建設面積を確保できるとして、当該地を申請するにいたしました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は、建築物の解体業を営んでおり、現在の露天資材置場が手狭になり、敷地拡張のため隣地を申請するにいたしました。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北3号」は、農地を売買によって取得し、駐車場の通路に転用するものです。</p> <p>転用者の露天駐車場の出入口が農業者も利用することから、双方が妨げにならないよう新たな乗入れ口とするため、申請するにいたしました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北4号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場及び作業ヤードに一時転用するものです。</p> <p>転用者は石油、天然ガスの採取、探索等を行っていますが、ガスの移設工事のため、露天駐車場、作業ヤードに一時転用申請するにいたしました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、排水計画も整っていることから周辺農地に影響はありません。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「北5号」は、農地を売買によって取得し、米穀定温倉庫へ転用するものです。</p> <p>転用者は米の集荷・販売を行っていますが、規模拡大に向けて既存倉庫の隣地に新たな米穀定温倉庫を建設するため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、土地改良区除外地であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の11件は、去る7月27日に審査を行いました。</p>
------------------------------	---

まず、議案第25号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

2ページをご覧ください。

「中1号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

「中2号」は、新たに営農を始める譲受人が売買により所有権を取得するものです。

譲受人はもともと農家の家庭で育っており、現在も農家組合に加入しています。就農計画の内容や本人から農業に対する意思確認を行い、農業への意欲もあり、また、農作業の経験もあることから、継続して耕作できるものと認め、取得後はしっかり管理するよう指導しました。

「中3号」は、申請地を賃借していた譲受人が売買により所有権を取得するものです。

続きまして、議案第20号農地法第4条許可申請についてです。

6ページをご覧ください。

「中1号」は、貸露天駐車場敷地に、「中2号」は、貸露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。

いずれも、第3種農地に該当し、周辺農地に影響のない計画となっております。

続きまして、議案第21号農地法第5条許可申請についてです。

9ページをご覧ください。

「中1号」は、賃借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外です。

「中2号」は、賃借権を設定し、天然ガス圧縮貯蔵供給施設に転用するものです。

農地区分は、第2種農地です。

「中3号」は売買により、共同住宅建築敷地に転用するものです。

農地区分は、第3種農地です。

「中4号」は、売買により、露天資材置場敷地に転用するものです。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外です。

10ページをご覧ください。

「中5号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。

農地区分は、第3種農地です。

	<p>いずれも排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第22号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、令和4年6月総会にて、露天資材置場敷地として、転用の許可をされたものです。</p> <p>その後、当初計画者による事業用地として不都合が生じたため、個人住宅建築敷地として計画変更を行ったものです。</p> <p>なお、5条許可申請では「中1号」で審査をしております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第4条許可申請2件、第5条許可申請5件、事業計画変更承認1件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の1件を、27日に審査いたしました。</p> <p>議案第25号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡し人の要請による隣接耕作者への売買です。</p> <p>本件について区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
<p>南区部会長 職務代理者</p>	<p>南区部会長職務代理の田中でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は4件で、去る7月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、相続で取得した農地を引き続き譲受人が耕作する</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>ため、親子間で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南2号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」は経営移譲年金を受給している譲渡人と後継者である譲受人との間で使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>次に、議案第21号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、会社を営んでおり隣地に従業員用の社宅を所有していますが、駐車場がないことから申請地を譲り受け、露天駐車場とするため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は周辺農地への防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>7月27日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲渡人が県外に居住しており耕作できないほか、譲受人の経営規模の安定や拡大を図るため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。</p>
----------------------------	--

	<p>既存の資材置場が手狭であることから、申請に至りました。 申請地の周辺に農地はありません。</p> <p>「西2号」は、仮設現場事務所敷地に一時転用するものです。 転用者は、送電線の張替工事に伴い、申請地を一時的に使用するため、申請に至りました。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
西蒲区部会長	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の1件は、去る7月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、申請しました。</p> <p>農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請について、問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>議案書 2 ページ、追加議案第 25 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 6 ページ、議案第 20 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 7 ページ、議案第 21 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>なお、議案書 7 ページ、北 1 号及び北 2 号、議案書 8 ページ、北 5 号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>これ以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 14 ページ、議案第 22 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年7月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、中央地区1件、西蒲区1件、合計で件数3件、面積7,953㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区1件、中央地区1件、秋葉区2件、西区1件、合計で件数5件、面積17,611㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから10ページのとおりで。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、11ページ、令和5年7月の利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、西区4件、西蒲区2件、合計で件数6件、面積17,166㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、14ページ・15ページのとおりで。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、16ページのとおりで農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年8月15日からとなります。ご審</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に議案第24号 新潟市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>それでは引き続き、議案第24号 新潟市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について説明させていただきます。議案書15ページをご覧ください。</p> <p>既に各区部会でも説明済みとなっておりますが、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正に伴い、当委員会の農地移動適正化あっせん基準について改正を行うものです。</p> <p>今回の改正は、基盤強化法等の改正を踏まえたもので、それ以外の経営基準面積等については変更ありません。</p> <p>議案書19ページからの新旧対照表をご覧ください。改正点を順に説明します。</p> <p>1点目が、第3の「農用地等の権利を取得させるべき者の要件」について、</p> <p>これまでは、農地中間管理事業の推進に関する法律 第2条 第4項に規定する農地中間管理機構等が農用地等の権利を取得させるべき者に含まれていましたが、それを削除し、改正後は要件を備える農業を営む者のみとなります。</p> <p>2点目が、第4の「農用地等権利取得者のあっせん」の（1）について、</p>

これまでは、あっせんにあたって“順位”付けを行う形でしたが、第3の改正により“順位”付けはなくなり、認定農業者または認定就農者を優先するという部分だけが残ります。

続いて21ページ、3点目が、第4の(3)を新設し、基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画の区域内においては、

ア 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者が位置付けられている場合には、その者にあっせんすること。

イ 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんすること。

ウ 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。

といったように、原則、地域計画上の農業を担う者、いわゆる担い手にあっせんする旨を追加します。

4点目が、第6の「あっせん譲受け等候補者名簿の作成」について、

これまでは、別途名簿の作成が必要でしたが、“農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす”の一文を追加し、地域計画上の農業を担う者となっていれば別途名簿を作成する必要はない形とします。

次に、23ページ、5点目が、第7の「あっせん」について、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等についてのあっせんの申出等があった場合に、これまでの“借り受け・貸し付けの調整”よりも一歩踏み込み、“農地中間管理機構の活用を促す”といった表現に修正します。

以上の5点について、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正の内容を踏まえた形で修正しました。

今後につきましては、本日の総会で承認をいただいたのち、国の実施要領に基づく「あっせん基準作成協議会」を書面にて開催し、8月25日までに県に提出します。

施行時期は県知事の認定を受けた日となります。

以上で説明を終わります。

議 長（会長）	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
渡部委員	18番渡部です。 農業を担う者というのは、何を基準で決めますか。
農政振興係長	こちらにつきましては、地域計画の中で今までのいわゆる担い手に代わる形で提示されているものになりますので、規模の大きい法人だったり、個人だけでなく、半農半Xという形の多様な担い手が含まれる形で農業を担う者と捉える考え方になります。
渡部委員	今までですと、農家台帳ですか何か労働日数とかそういうものを基にして営農者として見ていたと思いますが、そういうものは関係なく今後は地域計画に基づいて判断していくという考えでいいでしょうか。
農政振興係長	農業を担う者ということは、つまり農業を实际していただける方という形になりますので、農地は基本的に中間管理機構を使って今後はすべて権利移動されることになるのですが、実際に常時従事ということで年間従事日数とか、それができる機械施設と含めた計画であるかというところの審査とかについては、引き続き残る形になりますので実際には新潟市の場合ですと、年間60日程度は従事するということが条件になってきますので、そういった形の条件を満たせる方が担う者になります。
渡部委員	先月に南区で農地を取得した方がいるのですが、そういう方は新規就農で入ってきたから今後するということになりますよね。そうすると、今までしてない人が農業を担う者として判断されて農地取得できるということでいいですか。
農政振興係長	実際にそれをするという前提で営農計画を作って出してもらおう。基本的には5年程度先の計画を見越して出してもらっていますので、そこでするといって計画を出していて、それを実現できる農業経験、もしくはどこかで研修した経験があったりとか、機械・施設をある程度持っているとか、借りられるといった形で計画ができてしまうとそれ以上拒否することが難しいということは実際として

<p>議長（会長）</p>	<p>あると思います。 そこで耕作しなかった場合の対応をどうやっていくのかという点を、地域計画の中で整理していく必要があります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>宜しいですか。他に、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案第24号 新潟市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、原案のとおりとすることにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p> <p>終了時間 15:13</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度7月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
